

玉村町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

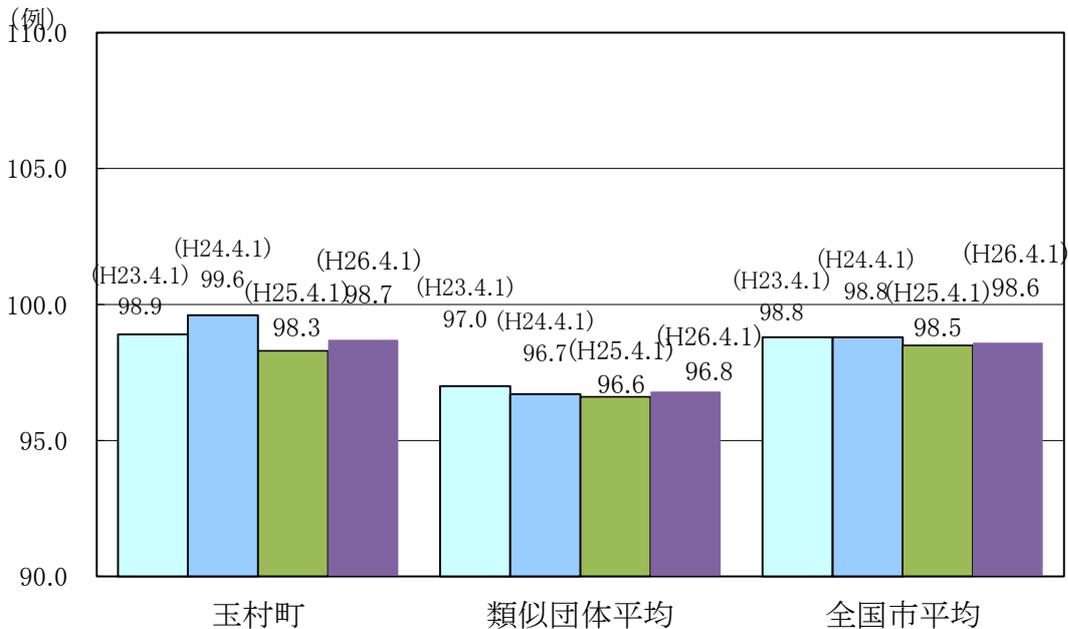
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 37,149	千円 9,834,851	千円 393,286	千円 1,899,428	% 19.3	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	人 218	千円 805,780	千円 111,640	千円 293,818	千円 1,211,238	千円 5,556	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

平成18年度より実施してきた給与構造改革の経過措置があること。また、身近な県人事院会勧告に準じたため。今後は県・近隣市町村の動向及び見直し内容を注視しつつ、経過措置及び見直しの時期等の検討を継続。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準では支給対象地域ではないため、玉村町においても支給していない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
 単身赴任手当を新設（内容は国と同様）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉村町	42.3 歳	328,569 円	380,492 円	360,036 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	40.0 歳	316,442 円	343,835 円
群馬県	44.5 歳	382,068 円	423,985 円
類似団体	40.9 歳	299,066 円	324,388 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		玉村町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	139,000 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—
教育職	大学卒	172,200 円	197,900 円	—
	高校卒	144,500 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年～15年未満	経験年数20年～25年未満	経験年数25年～30年未満	経験年数30年～35年未満
一般行政職	大学卒	278,000 円	355,500 円	389,900 円	407,800 円
	高校卒	— 円	336,600 円	— 円	391,500 円

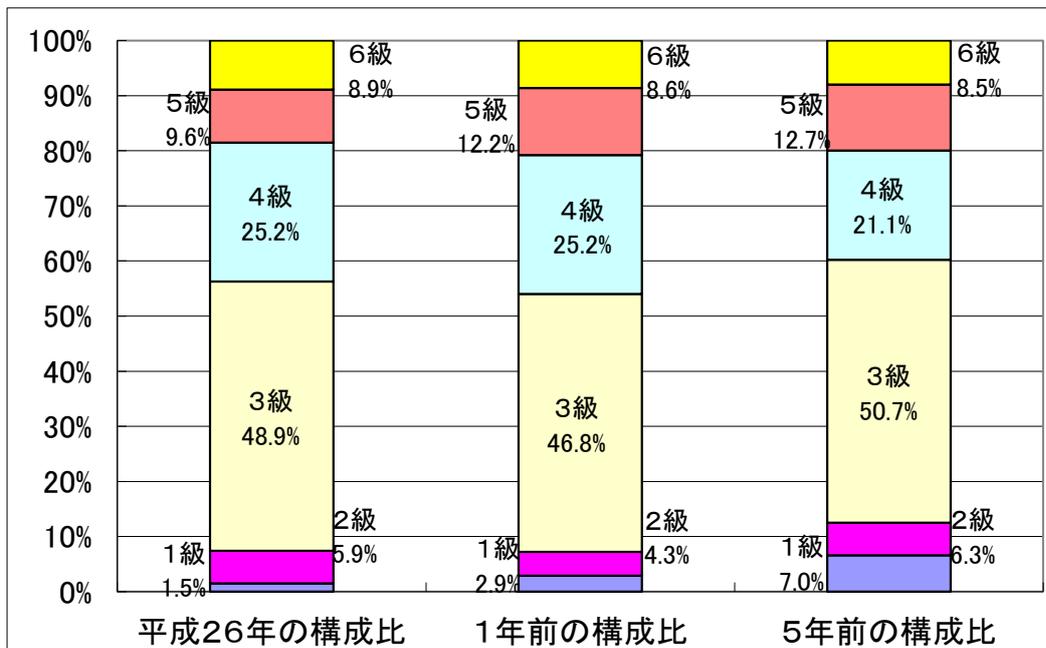
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又はこれに相当する職の職務	2人	1.5%	135,600円	243,700円
2級	主任又はこれに相当する職の職務	8人	5.9%	185,800円	307,800円
3級	主査又はこれに相当する職の職務	66人	48.9%	222,900円	354,700円
4級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	34人	25.2%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐、室長又はこれに相当する職の職務	13人	9.6%	289,200円	400,600円
6級	課長又はこれに相当する職の職務	12人	8.9%	320,600円	422,600円

(注) 1 玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度については、能力評価を全職員に実施している。
業績評価においては、管理職のみ実施しているが、今後は全職員を対象に実施予定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,661 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

玉 村 市	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 24,298 千円	(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		104 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		104 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市、高崎市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		98.7 (98.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫、行旅病死 人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作 業に従事した職員	感染症等防疫、行旅病 死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	36,309 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	230 千円
支給実績(24年度決算)	34,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	222 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		17,298 千円	198,827 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		8,177 千円	281,945 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用者の場合 ・通勤距離により、24,500円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		6,509 千円	40,676 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	異なる	支給単価	43,765 千円	540,300 円
宿日直手当	1回につき4,200円(5時間未満の場合は2,100円)	同じ		1,008 千円	7,636 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円		
	副市町村長	612,000	円	750,000 円 /	478,800 円	
報 酬	議 長	324,000	円	486,500 円 / 227,000 円		
	副 議 長	266,000	円	419,300 円 / 182,000 円		
	議 員	242,000	円	390,000 円 / 157,000 円		
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)				
	副市町村長	3.9	月分			
	議 長	(25年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.9	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	725千円×在職年数×520/100		15,080千円	任期毎	
	備 考	612千円×在職年数×300/100		7,344千円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

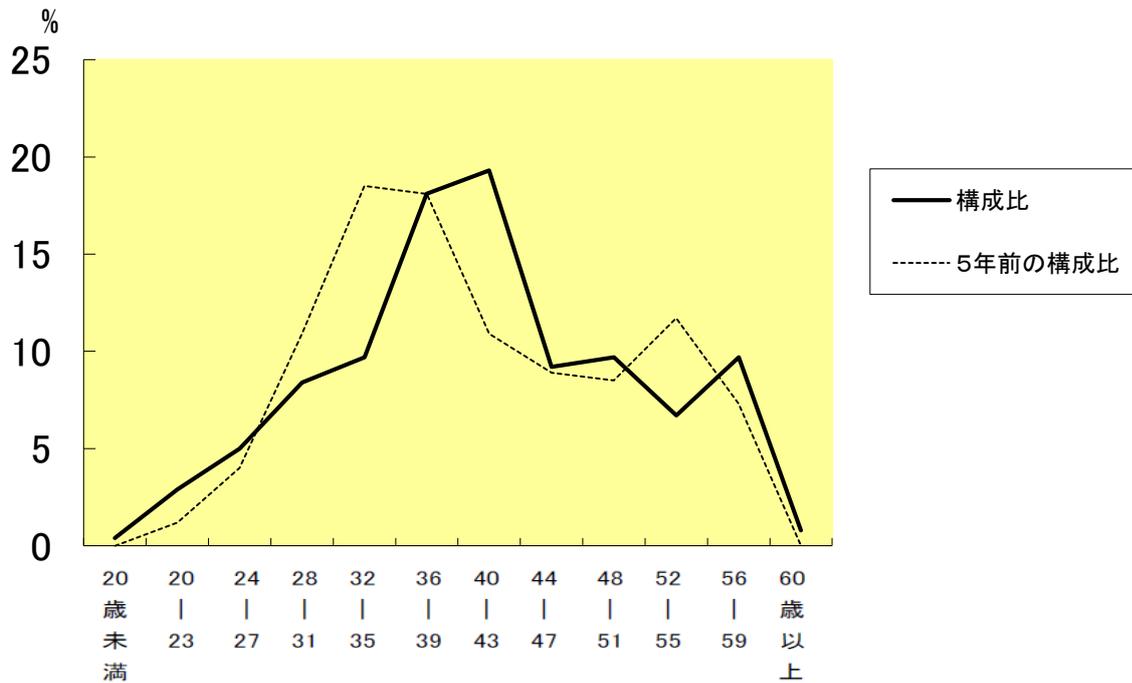
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	業務の見直しによる減 他市からの人事交流職員受入による減 保育士の補充による増 業務の見直しによる減
		総務	42	41	▲1	
		税務	21	20	▲1	
		民生	67	69	2	
		衛生	15	13	▲2	
労働		1	1	0		
農林水産		7	7	0		
商工		4	4	0		
土木		14	14	0		
	計	174	172	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.30 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.20 人)	
	教育部門	45	43	▲2		
	小 計	219	215	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.04 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	5	5	0	
		下水道	5	5	0	
		その他	14	14	0	
	小 計	24	24	0		
合 計		243	239	▲4	<参考>	
		[245]	[241]	▲4	人口1万人当たり職員数 64.87 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	12人	20人	23人	43人	46人	22人	23人	16人	23人	2人	238人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	168	169	172	174	172	2 (1.2%)
教育	53	51	49	45	45	43	▲10 (▲18.9%)
普通会計	223	219	218	217	219	215	▲8 (▲3.6%)
公営企業等会計	26	24	23	24	24	24	▲2 (▲7.7%)
総合計	249	243	241	241	243	239	▲10 (▲4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 486,199	千円 29,742	千円 30,094	% 6.2	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 5	千円 16,846	千円 1,946	千円 5,931	千円 24,723	千円 4,945

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	41.0 歳	341,760 円	496,505 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉 村 市	玉村町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,318 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,408 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

玉 村 市			玉村町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	

ウ 地域手当

(26年4月1日現在) 該当者なし

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
前橋市、高崎市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫、旅行病死 死人業務手当	感染症等防疫、旅行病死の作 業に従事した職員	感染症等防疫、旅行病 死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	118 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	39 千円
支給実績(24年度決算)	125 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	42 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族 うち1 人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		390 千円	130,000 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃 の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	自動車などの交通用具の利用者の場合 ・通勤距離により、24,500円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/ 月限度)	同じ		110 千円	36,400 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	同じ		1,330 千円	443,112 円